

屋内多目的広場 いわきグリーンベース

利用のご案内

同施設は、天候を気にせず、フットサルやテニス、ゲートボールなど、多目的に利用可能な人工芝張りの屋内運動場です。

また、災害時には、食糧や衣料品等の救援物資を、市内全域の避難所などに効率良く届けるための、集積・分配機能を担う拠点施設として使用します。



膜屋根で自然な光

光を通す膜屋根を採用し、屋内でも自然な明かりを確保します。また、内部天井の梁材などに、一部県産木材を使用しています。



開放的な屋内空間

南北にガラス張りの大扉を採用し、開放的な空間が広がります。大扉を開放することで、イベント使用時などに屋外広場との一体的な利用が可能です。

使用上の注意

1. 使用に際しては、管理室窓口に「許可書」を提示してください。「許可書」はグリーンスタジアム窓口で受け付けている利用許可申請により交付されます。
2. 使用時間については、準備、後片付けの時間を含めて申請してください。
3. 使用後の清掃については、運動室、ロビー、更衣室、トイレ及び施設周辺を使用者が責任を持って行ってください。
4. 施設内では、スパイクははかないでください。
5. 施設内には、靴の土や泥を落としてから入ってください。

施設概要

1. 位 置／いわき市常磐湯本町上浅貝110-25
2. 敷 地 面 積／約1.2ha
3. 総 工 費／約17億円
4. 規 模／鉄骨造・平屋建て
延床面積:3,346㎡(うち運動室 約50m×約60m)
5. 諸 室／管理室、ロビー、更衣室、シャワー室、トイレ、収納倉庫
6. 竣 工／平成28年12月
7. 供 用 開 始／平成29年4月
8. 利 用 種 別／テニス、フットサル、ゲートボール、各種練習、イベント等
9. 駐 車 場／施設周辺駐車場・105台
10. 使 用 料／裏面

禁止されています

●他の利用者の「迷惑となるような行為」は、すべて禁止しています。

1. 指定された場所以外のところに車両を乗り入れ、又は駐車しないでください。
2. 物をこわしたり、汚したりしないでください。
3. 植物を取ったり、傷つけないでください。
4. はり紙、はり札、その他広告物は表示しないでください。
5. 立ち入り禁止区域内に立ち入らないでください。
6. ゴミは持ち帰ってください。
7. ゴルフの練習はしないでください。
8. 拡声器、ラジオ等で著しい騒音を出さないでください。
9. 運動室での給水は周囲のコンクリート部でのみ行ってください。飲食はロビーで行ってください。
10. 屋外での練習（壁にボールを打つなど）は行わないでください。

有料施設利用について

- 休 館 日／火曜日と12月29日～1月3日（火曜日が祝祭日の場合は、その翌日になります。）
- 使用時間／午前9時～午後9時

受 付

- 抽選受付期間／使用希望日の4カ月前の属する月の21日～末日
（年末年始で受付ができない場合は、その翌日）
- 先着受付開始／使用希望日の3カ月前の属する月の初日
（年末年始で受付ができない場合は、その翌日）
- 受付時間／8：30～17：00
（使用当日の追加使用以外は、17：00以降は受付いたしません。）

申請方法

所定の申請書及び公共施設予約システムにより行う。（申請書の持ち帰りはできません。）
電話・郵便・FAX等での申し込みはできません。（空き状況の問い合わせは可能です。）

受付の場所

〒972-8321
いわき市常磐湯本町上浅貝110-33
いわきグリーンスタジアム内
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社
TEL 0246 (43) 0033 FAX 0246 (43) 1401

使用許可と使用料

使用許可

原則として使用料納入時に、「許可書」の発行をもって行います。
使用許可を受けた後は、使用日及び使用時間等の変更はできませんのでご注意ください。

使用料

使用申し込み時に受付にて現金で納入してください。なお、使用料は、原則として返還いたしません。

1. 屋内多目的広場使用料

使用区分		単 位	金 額	
			A 午前9時から 午後6時まで	B 午後6時から 午後9時まで
一 般	平 日	1面1時間	1,440円	1,800円
	日曜日等	1面1時間	1,800円	2,250円
高校生以下 (高専校生を含む)	平 日	1面1時間	720円	900円
	日曜日等	1面1時間	900円	1,120円

2. 付属設備使用料

設備区分	単 位	金 額
夜間照明設備	1面1時間	100円
放送設備	1時間	100円
温水シャワー	1回	100円

- 備考
- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
 - 「1面」とは、施設の面積の4分の1相当のものをいう。
 - 午後9時以降の使用に係る使用料の額は、B欄に掲げる額とする。
 - 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
 - 「1回」とは、10分以内における使用をいう。
 - 準備、後片付けも使用時間を含む。